#### 令和4年度 習志野市青少年問題協議会 会議録

- 1 開催日時 令和4年7月26日(火)午後1時30分~午後2時45分
- 2 開催場所 習志野市庁舎 3階 大会議室A·B·C
- 3 出席者氏名

出席委員: 宮本泰介委員(会長)、小熊隆委員、藤崎ちさこ委員、庭野英雄委員、

(22名) 前野美保委員、鈴木美保委員、太田元幸委員、高橋君枝委員、 髙橋勝委員、鈴木和弘委員、央重則委員、廣瀬博委員、五十嵐久仁委員、 吉田昌之委員、植草洋子委員、加川美奈子委員、淺田和子委員、 大崎栄貴委員、井上聡子委員、島本博幸委員、小平修委員、菅原優委員

欠席委員:杉戸一寿委員(代理:田中由佳習志野健康福祉センター副センター長)、

(3名) 佐々木秀一委員、松濱幸子委員

事務局:生涯学習部長 片岡利江、生涯学習部次長 上原香、 生涯学習部副参事(社会教育課長事務取扱) 越川智子、 青少年センター所長 渡邊邦彦、社会教育課青少年育成係長 山田展子、 社会教育課主査 君塚智子、社会教育課副主査 小倉康裕

傍 聴 者 : 1名

4 協議会内容

開会

第1 副会長の選出

第2 会議の公開

第3 会議録の作成等

第4 会議録署名委員の指名

第5 報告

(1)虐待・暴力・いじめ・差別から自身を含む大切な人を守る都市宣言

健康福祉部 主幹 鶴岡拓人

(2) 若者に多い消費者トラブルについて 消費生活センター 相談員 山田 純芽

第6 その他

閉会

# 5 会議資料 報告に関する資料

#### 別添資料

資料1「虐待・暴力・いじめ・差別から自身を含む大切な人を守る都市宣言」 資料2 若者に多い消費者トラブルについて

## 6 議事録(要点筆記)

### 第1 副会長選出について

副会長の選出方法について、「会長に一任」との意見があり、委員全員が賛同したため、宮本会長が小熊委員を指名し、小熊委員が副会長に選任された。

#### 第2 会議の公開

会長より、協議会について原則公開となっている旨の説明をした。

ただし、内容により公開・非公開の判断が必要になった際は、その都度、委員に諮ることとした。また、 傍聴者については、定員に達するまでは随時入室があることについて説明をした。

### 第3 会議録の作成

議事録について、要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、 発言委員名及び所管課を記載した上で、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナ ーにおいて公開することを決定した。

## 第4 会議録署名委員の指名

会議録の作成に当たり、正確性、公正を期するため会議録署名委員を指名することとした。会長の指名により名簿順に、高橋君枝委員と髙橋勝委員に決定した。

#### 第5 報告

(1)虐待・暴力・いじめ・差別から自身を含む大切な人を守る都市宣言

#### 【宮本会長】

報告(1)について事務局から説明を求める。

# 【越川副参事】

本年6月1日より施行された「虐待・暴力・いじめ・差別から自身を含む大切な人を守る都市宣言」について、健康福祉部社会福祉課の鶴岡拓人主幹に説明いただく。

#### 【鶴岡主幹】

~~資料に基づき報告~~

# 【宮本会長】

少し補足をすると本市ではこれまでに3つの宣言がある。

一つ目が文教住宅都市憲章、二つ目が核兵器廃絶平和都市宣言、三つ目が健康なまち習志野宣

言である。そして今回新たにこの宣言が加わった。

宣言とは、本市全体で取り組んでいこうという姿勢の表れだと思っていただければと思う。

現在、学校では宣言の掲示等やいじめ根絶運動、市全体では社会を明るくする運動などを実施している。なお、資料5頁の今後の予定は、既に実施している内容であるため、資料を修正願いたい。

また、宣言にいたる精査の中で、市議会からも虐待防止について等など質問もあった。報告に関して意見、質問を求める。

## 【太田委員】

袖ケ浦西小学校で人権教室を実施したとあったが、その際の子どもたちの様子について伺う。

## 【鶴岡主幹】

5年生を対象に、特別支援学級も含めて全員で実施した。1年生の入学時から1学級だからなのか、 お互いのことをよく理解した上での発表などがあり、とても良い人権教室となった。

### 【宮本会長】

宣言の担当は社会福祉課になるが、宣言に関連する施策に対する質問があれば実施している担当 課へお願いしたい。

(2)若者に多い消費者トラブルについて

### 【宮本会長】

次に報告(2)について事務局から説明を求める。

### 【越川副参事】

本年4月1日に成年年齢引下げに関する民法の改正が施行されたことにより、飲酒、喫煙、公営ギャンブル、国民年金の加入以外のことが、18歳の成人に達した日から行えるようになる。今回は契約等のトラブルなどについて、消費生活センターの山田純芽相談員に説明いただく。

### 【山田相談員】

~~資料に基づき報告~~

### 【宮本会長】

報告に関して意見、質問を求める。

## 【高橋君枝委員】

すべての方に関わってくるとても大切な説明だった。出前講座を実籾高校、日本大学生産工学部で 実施しているとのことだったが、是非、習志野高校などその他の学校の授業にも取り入れていただき たいと思う。

## 【大崎委員】

学校では、高校3年生が成人の18歳と未成年の17歳が混在する状況になる。公民の授業でこのような内容を取り扱っているが、消費生活センターで実際に相談を受けられている方の話を生徒に聞かせたいと思った。是非、習志野高校でもお願いしたいと思う。

## 【宮本会長】

消費者関係の事業では、各市町村長が年に1回消費者行政に関する市長表明を出すことが法律で決まっている。まず、消費者という言葉が浸透しない所があるが、消費生活センターには相談が多数ある。景気が悪い時には色々な商法が出ているため、とても重要な話だと思う。

# 【山田相談員】

消費者教育は全ての年代、ライフスタイルの方に関係するため、依頼をいただければ説明をしたい。

## 第6 その他

### 【宮本会長】

第6その他について事務局から説明を求める。

## 【越川副参事】

報告事項(1)の説明内容を訂正する。

袖ケ浦西小学校の学級編成について、全ての学年が1学級との説明があったが、3年生のみ2学級、その他の学年は1学級、特別支援学級は知的が2学級、自閉情緒が2学級である。

# 【宮本会長】

本日の日程は以上となる。

令和4年度習志野市青少年問題協議会の会議を閉会する。